

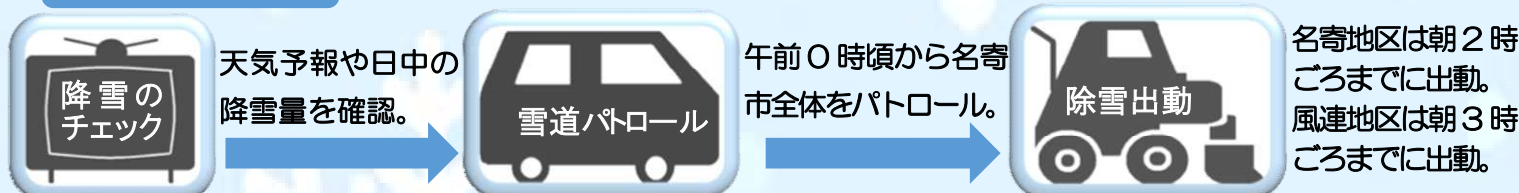


名寄市の除排雪の方法や各種助成制度をご紹介します！
今年度開始の新助成制度もございますので、ぜひ一読いただき、名寄の冬を快適に過ごすためにお役立てください！

名寄市の除雪方法は？

名寄市では**かき分け除雪**を行っています。これは道路に降った雪を除雪車がかき分けて、車道幅員を確保する方法です。ご自宅の前に残ってしまった雪の処理については、市民の皆様にご協力をお願いしております。

除雪出動の流れ



STOP 雪だし! STOP 路上駐車!

重機による雪だし!

人力による雪だし!

路上駐車!



注意

道路への雪出し行為は、道路法で定める禁止行為に該当し、(第43条2項道路に関する禁止行為)「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為」(罰則：1年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)となっています。

道路交通法(76条4項7号)においても、同様に禁止行為として「交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路においてはならない」(罰則3か月以下の懲役又は5万以下の罰金)と、北海道公安委員会の定めている道路交通法施行細則、においても道路に雪を出すことについて禁じられています。

除雪・排雪へのご理解、ご協力ありがとうございます。
今年も皆様のご協力をお願いします!

各種助成事業のご紹介



①排雪ダンプ助成 受付期間: 令和6年12月1日～令和7年3月31日

住宅の排雪作業を行う場合の雪を運ぶダンプにかかる費用の一部を助成。

一般住宅の排雪作業を行う場合 大型ダンプ1台当たり	店舗併用住宅の排雪作業を行う場合 大型ダンプ1台当たり	町内会の排雪作業を行う場合 大型ダンプ1台当たり
2,000 円の助成	1,000 円の助成	3,000 円の助成

排雪ダンプ助成 指定業者一覧

指 定 業 者	住 所	電 話 番 号	対 応 地 区
五十嵐組	名寄市西5条北11丁目58-23	01654-2-4577	名寄
五十嵐運輸株式会社	名寄市字徳田240-4	01654-3-6127	名寄
株式会社眞鍋組	名寄市字徳田100-8	01654-3-2750	名寄
北建工業株式会社	名寄市西3条北2丁目11-1	01654-2-3984	名寄
岩守産業株式会社	名寄市字徳田248-18	01654-2-5607	名寄
有限会社大高運送	名寄市風連町本町56-21	01655-3-2037	風連
村西運輸株式会社	名寄市字徳田289-24	01654-2-4501	名寄・風連
有限会社吉田工業	名寄市字徳田98-57	01654-3-3450	名寄・風連

※排雪ダンプ助成のお申込みは各指定業者に直接ご連絡ください。

排雪ダンプ助成に関する問い合わせ先：都市整備課管理係（風連庁舎2階）TEL01655-3-2511（内線2213・2210）

②除雪助成・屋根雪おろし助成 利用期限: 令和6年11月1日～令和7年3月31日

除雪助成券 6,500 円分の助成券4枚
風連地区での手作業除雪の場合は、2,250 円の助成券4枚

内容：道路除雪後の間口除雪を指定業者と契約する場合に費用の一部を助成。
条件：世帯全員が下の①～⑤のいずれかに該当し、昨年の世帯総収入が収入基準以下の世帯で、除雪が困難であり家族からの援助を受けられない方。

屋根雪おろし助成券 2,500 円の助成券4枚

内容：自宅や車庫等の屋根の雪おろしを指定業者に依頼する場合に費用の一部を助成。
条件：世帯全員が下の①～⑥のいずれかに該当し、昨年の世帯総収入額が収入基準額以下の世帯で、屋根の雪おろしが困難であり家族からの援助を受けられない方。

対象となる方

- 70 歳以上の方。
- 身体障がい者手帳1 級、2 級または体幹機能障がいの3 級を有する方。
- 精神障がい者保健福祉手帳1 級または療育手帳A を有する方。
- 要介護認定が要介護1 から要介護5 までの方。
- 65 歳以上で虚弱と認められる方。
- 認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方。

収入基準額

独居世帯	120 万 3,000 円
2人世帯	189 万 4,000 円

※世帯総収入から昨年の社会保険料相当額を控除した金額で判定します

◆障がい者・住宅扶助加算

下記に該当する方は、収入基準額に加算があります

精神1 級、療育A、 身障1・2 級、要介護4・5	27 万 6,800 円
精神2 級、療育B、身障3 級、 要介護1～3	18 万 4,600 円
住宅扶助(借地・借家等)	世帯人数:1 人 30 万円

除雪助成・屋根雪おろし助成に関する問い合わせ先：

- 高齢者支援課高齢福祉係（名寄庁舎2階）TEL01654-3-2111（内線3231）
- 地域住民課福祉係（風連庁舎1階）TEL01655-3-2511（内線2113）

雪堆積場のご案内

自ら排雪を行う場合に無料で利用可能な雪堆積場を用意しています。

雪堆積場内での事故などの責任は負いかねますので、予めご了承の上ご利用ください。

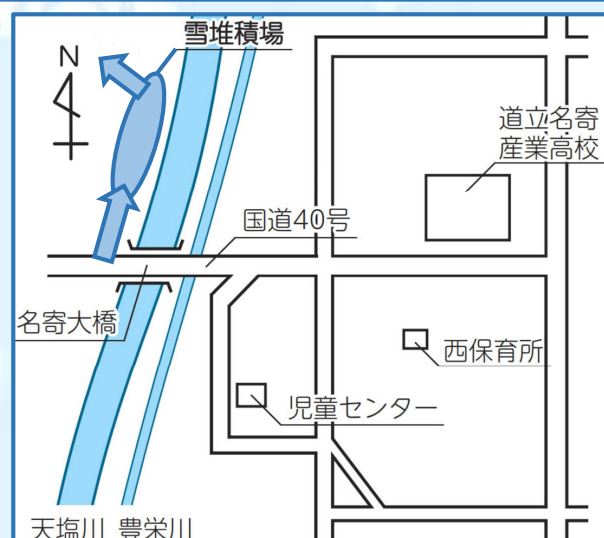
※場内では係員の指示に従ってください。

⚠️ 悪質なルール違反があった場合は使用を制限する場合があります ⚠️

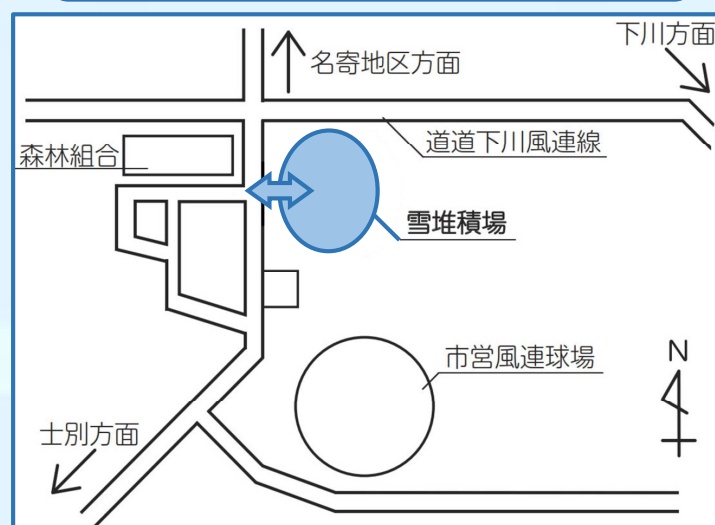
使用開始は、
12月9日(月)
だよ！



名寄地区/名寄大橋下流・天塩川左岸 天塩川河川敷雪堆積場



風連地区/名寄市風連町緑町 市営風連球場横 風連雪堆積場



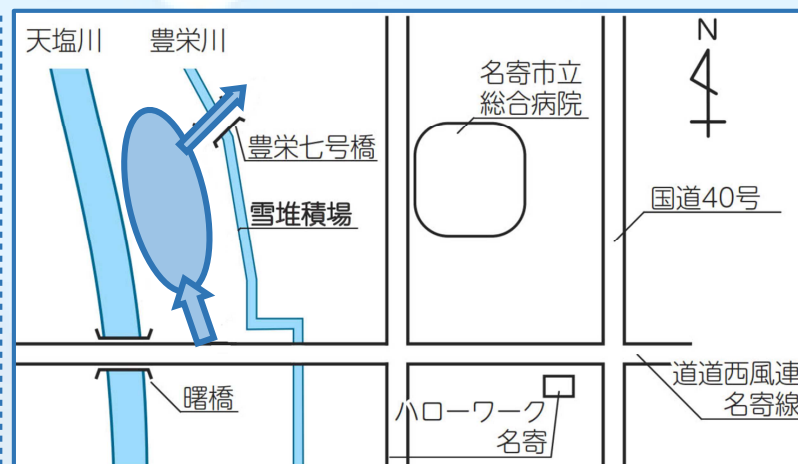
- ・搬入可能時間は9時から17時まで。
- ・休日、夜間の堆積スペースも設けています。

- ・個人の場合：搬入可能車両の制限なし。
- ・事業者の場合：普通トラック4トンまで。

名寄地区/西16条南9丁目 市民雪堆積場

- ・搬入可能時間は10時から15時まで。
- ・最大積載量7トン以上のトラックの搬入はできません。
- ・道道西風連名寄線（下矢印）のほうから入り豊栄七号橋（上矢印）へ抜けるようにお願いします。

※ただし夜間、休日、年末年始や規定を超えるサイズ車両は天塩川河川敷雪堆積場・風連雪堆積場への搬入をお願いします。



除雪Q&A ～よくあるご質問～

Q1. 除雪する時間は？

- A. 交通への支障が少ない午前2時に出勤し、通勤や通学を考慮し、通学路は午前7時30分まで、一般道路は午前8時までを基本としています。

Q2. 除雪の入る時間を変えてもらえますか？

- A. 人手不足もあり限られた人員で除雪を行なっているため、できるだけ効率的なルートで時間内に除雪を終えるように作業しています。このため、それぞれの生活スケジュールに合わせた対応が困難であり、変更が難しいことをご理解ください。

Q3. 道路の除雪をして、終わるころにまた積もった場合はどうするの？

- A. 市街地では、日中の除雪は危険なため行っておりません。翌日の対応としています。郊外地区については、状況に応じて除雪を行います。

Q4. 道路がザクザクなので雪を削ってもらえますか？

- A. 雪が降った日、除雪と道路を平らにする作業を同時に行うことが時間的に難しい場合があります。状況を見て翌日以降に削る作業を行う場合があります。また、削った雪は大変重く処理が大変ですが、ご協力をお願いします。

Q5. 公園などの空き地に雪を捨てていいの？

- A. 遊具や設備から十分に離して雪を置いているつもりでも、春になると柵や遊具が壊れていることから、名寄市では重機などを使って公園に雪を捨てないようにお願いをしています。

Q6. 除雪車によって家の物が壊された場合は弁償していただけますか？

- A. 他人の物を壊した場合は壊した人が直す（弁償する）のが基本となりますが、誰が壊したかの判断が難しく、トラブルになるケースがあります。道路に雪を出さない、物を置かない、雪が積もると道路と家の敷地との境界が分かりにくい場合は予め目印を立てておくなど、トラブル回避のためご協力をお願いいたします。

Q7. 家の周りの雪を道路に出していいの？

- A. 道路に雪を出すことで道路の幅員が極端に狭くなり、路面が凹凸になるため、車両の通行に支障が生じます。さらには交通事故の原因となる危険性もあります。通行の危険性や除雪作業の遅れ、バス運行など公共交通への影響もあることから、道路への雪出しは控えていただくようお願いします。

~~~~~国道を管理する北海道開発局、道道を管理する北海道からののお知らせ~~~~~

皆さまのご協力をいただき住民生活へ影響が生じないように努めてまいりました。今後も一層効率的な除排雪に取り組んでまいります。

#### ○国道除雪に関する連絡先

北海道開発局旭川開発建設部土別道路事務所  
TEL0165-23-3146

#### ○道道除雪に関する連絡先

旭川建設管理部美深出張所（旧風連町を除く名寄市）  
TEL01656-2-1081

北海道開発局「北海道地区  
▼道路情報」はこちらから

北海道 HP は  
▼こちらから



旭川建設管理部土別出張所（旧風連町管内）  
TEL0165-23-2191